

## 501 介護予防支援費

点検項目	点検事項	点検結果	
介護予防支援費（Ⅰ）	地域包括支援センター	<input type="checkbox"/> 該当	
介護予防支援費（Ⅱ）	指定居宅介護支援事業者	<input type="checkbox"/> 該当	
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、結果を職員に周知	<input type="checkbox"/> 未実施	テレビ電話装置等の活用可
	虐待の防止のための指針の整備	<input type="checkbox"/> 未実施	
	虐待の防止のための研修の定期的な実施	<input type="checkbox"/> 未実施	
	上記の措置を適切に実施するための担当者の設置	<input type="checkbox"/> 未実施	
業務継続計画未策定減算 ※令和7年3月末まで経過措置	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定	<input type="checkbox"/> 該当	
特別地域介護予防支援加算 (介護予防支援費（Ⅱ）のみ)	厚生労働省大臣が定める地域に所在する事業所	<input type="checkbox"/> 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算 (介護予防支援費（Ⅱ）のみ)	厚生労働省大臣が定める地域に所在する事業所＋厚生労働大臣が定める施設基準(1月当たり実利用者数が20人以下)	<input type="checkbox"/> 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 (介護予防支援費（Ⅱ）のみ)	厚生労働省大臣が定める地域に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を超えてサービス提供	<input type="checkbox"/> 該当	
初回加算	新規（契約の有無にかかわらず2か月以上居宅介護支援を提供していない）に介護予防サービス計画を作成	<input type="checkbox"/> 該当	
委託連携加算	指定介護予防支援事業所(地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。)が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力	<input type="checkbox"/> 該当	